

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、三原市立小泉小学校(以下「本校」という。)の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

この規程でいうきまりとは、「生活のきまり」、「夏休みのくらし」、「学校だより」、「学級通信(服装、頭髪、学用品、持ち物、携帯電話等について)」等、学校から出されたお願いを指す。なお、各きまりに対して、次の通り、確認及び対応等を行う。

【確認】

① 朝の会、朝会時等に、教職員が点検活動を行い、違反児童を確認・指導する。(担任)

【対応】

① ルールを守ることの大切さや守る意義等について説明し理解させる。(担任等)

② 2回違反をした場合は、再度嚴重注意をするとともに、保護者に、学校での指導内容を伝え、指導・協力をお願いする。すぐに対応できない場合も期限を区切って改善することを約束させる。(担任・生徒指導主事等)

③ 違反を繰り返す場合は、個別に厳しく指導するとともに、家庭訪問又は学校で保護者との話し合いをする。(担任、生徒指導主事・管理職等)

④ 違反によっては、関係機関との連携を図る。

【留意点】

① 全教職員が毅然とした態度で一貫した指導を行う。

② 全教職員が指導を行い、改善を図る。(複数対応をする。)

③ 違反をした児童には、しっかりと理由を聞くとともに、自らの言動を振り返らせる。

④ 保護者との連携・協議をしっかりと図る。

(登下校等)

第2条 全学期を通じて、登下校の時刻を守る。

(1) 登校 7時30分から8時までの間に登校する。

(2) 下校 次の下校時刻を守る。

月曜第1週 1～4年 14:30

5・6年 15:30

三原市立小泉小学校

月曜日第2週 1・2年 14:40

3～6年 15:30

第3週 1～3年 14:30

4～6年 15:30

第4週 1・2年 14:40

3～6年 15:30

※クラブ活動、委員会活動の実施日により変動

火曜日 全校6校時 15:30

水曜日 1・2年 14:30

3～6年 15:30

木曜日 全校5校時 14:15

金曜日 1～3年 14:40

4～6年 15:30

2 登下校は、原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。

3 欠席・遅刻、早退する場合は、保護者が登校班の班長には集合時間までに、学校には7:30～8:00までに必ず連絡する。

4 連絡がない場合は、家庭に連絡をして確認する。(担任又は教頭等)、それでも安否がわからない場合は、家庭訪問等を行い、児童の安否を確認する。安否の確認後、保護者に連絡をし、確実に学校へ欠席等の連絡をするように強くお願いをする。(担任・教頭等)

5 下校するまでは、許可なく校外に出ない。

6 保護者が自動車などで迎えに来る時には、事前に保護者が学校(担任)に連絡する。

(服装)

第3条 制服を着用する。

2 登下校時は、ランドセルを使用する。

3 運動しやすい服や靴を着用する。底の厚いものやハイカットスニーカーは禁止とする。

4 下着は、ポロシャツやズボン、スカートからはみ出さないように着用する。

5 寒い時期は、防寒着や手袋、マフラーを着けて来てもよいが、教室に入ったら外す。カイロを持参する場合は、制服やセーター等に貼り、ポケットに入れない。

6 靴下は、シンプルなものを着用する。

特に、式や行事では、白・黒・紺色のいずれかの無地またはワンポイントとする。長さは、ふくらはぎから膝あたりのものを着用する。

7 制服に、ポシエットなどを付けて着用しない。

(髪型)

第4条 学習の妨げにならない髪型とする。肩にかかる場合は、黒か紺、茶のかざりのないゴム、ピンなどで結ぶ。カチューシャなどは禁止す

る。

- 2 染色・脱色，パーマ，そり込みなど，小学生にふさわしくない髪型は禁止とする。
- 3 前髪は，目にかからない程度とする。

(持ち物)

- 第5条 学習に不要な物の持ち込みは，禁止とする。
(携帯電話，音楽プレイヤー，デジカメ，ゲーム，お金，シャープペンシル等)
- 2 不必要なお金・貴重品・娯楽用品などを持ってきた場合には，学校で預かり，保護者に事情を説明の上返却する。
 - 3 複数の児童が不用品を持ち込んだ場合や，危険物を持ち込んだ場合には，持ち物検査を行う。
 - 4 持ち物は大切に扱われたい，持ち物には，すべて名前をはっきり書く。人の持ち物は勝手に触らない，使わない。
 - 5 水筒の中身はお茶か水とし，友だちの物は飲まない。
 - 6 ランドセルや筆箱のアクセサリやお守り等は禁止とする。
(つけてよいのは防犯ブザーのみ)

第3章 校外での生活に関すること

(外出)

- 第6条 外出の際は，行き先・目的・一緒に行く人帰宅時刻を家の人に伝える。
- 2 児童だけで校区外へ行かない。保護者同伴とする。
 - 3 お店の出入りは，保護者同伴とする。
 - 4 川や海で泳いだり遊んだりするときは，保護者同伴とする。
 - 5 帰宅時刻は，4月～9月は午後6時，10月～3月は午後5時とする。

(安全)

- 第7条 交通のルールを守る。
- 2 自転車の危険な乗り方をしない。
 - 3 1・2年生は，自分の地区内だけで乗る。
3～6年生は，家の人の許可をもらえば，校区内で乗ることができる。
 - 4 自転車に乗るときは，なるべくヘルメットを着用する。
 - 5 一輪車・スケートボード等は，道路では使用しない。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

- 第8条 次の問題行動を起こした児童で，教育上必要と認められる場合は，保護者及び関係機関と連携を図りながら，特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為

- ①窃盗・万引き

- ②暴力・威圧・強要行為

- ③建造物・器物破損

- ④飲酒・喫煙

- ⑤交通違反

- ⑥刃物等所持

- ⑦その他法令・法規に違反する行為

- (2) 本校のきまり等に違反する行為

- ①喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)

- ②いじめ

- ③授業妨害・無断欠課

- ④指導に従わないなどの指導無視及び暴言等

- ⑤カンニング等のテスト中の不正行為

- ⑥家出および深夜徘徊

- ⑦登校後の無断外出・無断早退

- ⑧脱色や染色(茶髪)

- ⑨メール等による悪質な誹謗中傷

- ⑩その他，学校が教育上指導を必要とする
と判断した行為

(特別な指導)

- 第9条 特別な指導は，児童が自ら起こした問題行動を反省し，安定した学校生活を送ることを落ち着いて考えさせるために，必要に応じ別室等で発達段階に応じて，説諭・反省文を書かせる等行う。

- (1) 説諭(校長，教頭，生徒指導担当，担任)

- (2) 学校反省指導(別室反省指導，授業反省指導)

- (3) 保護者連携による指導

(反省指導の内容)

- 2 反省指導の内容は次のとおりとする。
学校反省指導は，別室反省指導と，授業反省指導の2段階とする。
- ① 別室反省指導—登校させて始業後，別室で日課に従った学習や作業及び反省を行う。
- ② 授業反省指導—別室指導において一定の成果が認められた場合に，通常の学校生活(授業等)で学習や作業及び反省を行う。
- 3 特別な指導の実施の有無，その期間については，概ね半日から1日とする。その期間は事案によっては数日にわたることもあるので，その都度協議する。(担任・学年主任・生徒指導主事・管理職等)
- 4 複数の職員(担任・学年主任・生徒指導主事等)で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- 5 特別な指導は，別室(校長室等)にて行い，その後，担任・生徒指導主事等が保護者連絡を行う。保護者には学校での指導内容等を伝えるとともに，家庭での指導をお願いする。必要に応じて，家庭訪問又は学校で保護者との話し合いを持ち，

連携を図る。(担任・学年主任・生徒指導主事・管理職)

- 6 特別な指導の際には、指導にあたった教職員(担任・生徒指導主事等)が時系列で記録をとる。
- 7 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。(担任・生徒指導主事・管理職等)
期間は概ね一ヶ月する。その期間は、事案によっては長期間にわたることもあるので、その都度協議する。
- 8 保護者との連携のもと、関係機関や警察等の連携を行う。(担任・学年主任・生徒指導主事・管理職)

付則

この規程は、平成26年4月7日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日、第2条2項および第3条4項を改定する。
この規程は、平成29年4月1日、第3条を改訂する。
この規程は、令和2年4月1日、第2条(1)(2)、及び、3、6を改定する。
この規定は、令和3年4月1日、第2条(2)、及び、第3条5、第4条4、6を改定する。
この規定は令和4年11月に協議を行った。
今年度の変更はしない。